

令和 8 年度熊本市物価高騰対応重点支援給付金支給実施要綱

制定 令和 8 年 5 月 2 7 日 市長決裁

改正 令和 8 年 6 月 2 9 日 環境局長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和 5 年 1 月 2 9 日付け府地創第 3 2 7 号。以下「物価高騰対応臨時交付金制度要綱」という。）に基づき、物価高騰の影響を受ける全ての世帯に確実に支援を届けるため、上水道使用世帯への水道料金（基本料金）の減免又は上水道未使用世帯への下水道使用料（基本料金）若しくは農業集落排水処理施設使用料（基本料金）の減免の対象とならない世帯の世帯主等に対して支給する「令和 8 年度熊本市物価高騰対応重点支援給付金」（以下「重点支援給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、重点支援給付金とは、第 6 条に規定する支給対象者に対して、熊本市が支給する給付金をいう。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 3 条 重点支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(不当利得の返還)

第 4 条 市長は、偽りその他不正の手段により重点支援給付金の支給を受けた者に対して、当該支給分の返還を求める。

(事務の実施等に関する周知)

第5条 市長は、本事務の実施に当たり、重点支援給付金の支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(重点支援給付金の支給対象者)

第6条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する世帯に属する世帯主（当該世帯主が令和8年7月1日（以下「基準日」という。）以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））とする。

(1) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者で構成される世帯であること

(2) 次のいずれにも該当しない世帯であること

ア 本給付金の支給を既に受けた世帯の世帯主を含む世帯

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする届出があったもののうち、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し、重点支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

(3) 上水道使用世帯であって、物価高騰対策として実施する水道料金（基本料金）の減免措置の対象でない世帯であること（家主又は管理組合等が熊本市上下水道事業管理者へ給水契約を申し込み、その承認を受けている集合住宅等に居住する世帯を除く。）

(4) 上水道未使用世帯であって、物価高騰対策として実施する下水道使用料（基本

料金)の減免措置の対象でない世帯であること(家主又は管理組合等が熊本市上下水道事業管理者へ公共下水道の使用開始等の届出をしている集合住宅等に居住する世帯を除く。)又は農業集落排水処理施設使用料(基本料金)の減免措置の対象でない世帯であること

- 2 次条第2項に規定する場合においては、前項第3号及び第4号の規定は適用しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、支給対象者の妥当性の判断その他重点支援給付金の支給対象者の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(重点支援給付金の支給額)

第7条 前条の規定により支給対象者に対して支給する重点支援給付金の額は、1世帯当たり3,560円とする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する世帯であって、基準日以降に本市の区域内において転居したことにより、上水道使用世帯への水道料金(基本料金)の減免又は上水道未使用世帯への下水道使用料(基本料金)若しくは農業集落排水処理施設使用料(基本料金)の減免の措置期間が4か月に満たないものについては、その不足する期間に相当する額を重点支援給付金として支給する。

(1) 上水道使用世帯であって、物価高騰対策として実施する水道料金(基本料金)の減免の適用を受けた世帯であること(家主又は管理組合等が熊本市上下水道事業管理者へ給水契約を申し込み、その承認を受けている集合住宅等に居住する世帯を含む。)

(2) 上水道未使用世帯であって、物価高騰対策として実施する下水道使用料(基本料金)の減免の適用を受けた世帯であること(家主又は管理組合等が熊本市上下水道事業管理者へ公共下水道の使用開始等の届出をしている集合住宅等に居住す

る世帯を含む。)又は農業集落排水処理施設使用料(基本料金)の減免の適用を受けた世帯であること

(支給の申請)

第8条 第6条第1項に該当する世帯の支給対象者が重点支援給付金の申請をしようとする場合は、「令和8年度熊本市物価高騰対応重点支援給付金 支給申請書」(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 重点支援給付金の支給を受けようとする者は、前項の申請書の提出に代えて LoGo フォームを利用し申請することができる。ただし、代理人による申請の場合は、この限りでない。

3 第1項の支給申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(代理人による申請)

第9条 代理人として前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 支給対象者の法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人をいう。以下同じ。)
- (3) 親族その他の平素から支給対象者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

(代理人の確認)

第10条 代理人が第8条第1項の規定による申請をしようとするときは、申請書の代理人情報欄への記載又は委任状を提出しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより、代理人が当該

代理人本人であることを確認するものとする。

- 2 市長は、代理人が前条第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同条第1項第2号の者にあつては、別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第11条 第8条第1項の規定による申請受付開始日は、令和8年10月1日とする。

- 2 申請の期限は、令和9年1月31日とする。

(重点支援給付金の審査及び決定)

第12条 市長は、申請があつたときは、必要な事項を調査し、又は審査し、重点支援給付金の支給の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに重点支援給付金の支給決定通知(様式第2号)又は重点支援給付金の不支給決定通知書(様式第3号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第13条 市長は、重点支援給付金の支給決定を受けた者に当該支給を受ける資格がないことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、重点支援給付金の支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めることが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

(重点支援給付金の返還)

第14条 前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に重点支援給付金
が支給されているときは、当該支給を受けた者は市長が定める日までに重点支援給
付金を返還しなければならない。この場合において、重点支援給付金の支給を受けた

者は、熊本市補助金等交付規則第 14 条に規定する違約加算金を市に納付しなければならない。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 15 条 市長が第 5 条の周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 11 条第 2 項の期限までに申請等が行われなかった場合、市長は、支給対象者が重点支援給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 申請等が行われた後、又は市長が支給決定を行った後、申請等の不備による振込不能等があり、本市が確認及び補正の依頼等に努めたにもかかわらず、本市が指定する期日までに申請等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、申請等は取り下げられたものとみなす。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 29 日から施行する。

物価高騰対応重点支援給付金申請書(兼請求委任及び口座振替依頼書)

熊本市長 大西 一史 様

私は、令和8年度熊本市物価高騰対応重点支援給付金支給実施要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。
なお、支給の決定を受けた場合、当該給付金の請求に関する一切の権限を熊本市浄化対策課長に委任し、当該給付金の支払いについて、下記振込先の金融機関口座に振込にて行うよう依頼します。

1. 申請・請求者

【申請・請求者情報欄】		記入日	令和 年 月 日
(フリガナ)		生年月日	申請・請求者の現住所
世帯主氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 住所 電話 ()
※令和8年7月2日～申請日の間に、熊本市内間で転居された方は、転居日及び令和8年7月1日時点の住所をご記入ください。		転居日	令和8年7月1日時点の住所(※該当する方のみ)
		令和 年 月 日	住所 熊本市 区

2. 代理人が受給等を行う場合 ※【代理人情報欄】に記入した場合、確認書類を添付してください。(詳細は記載要領を参照)

【代理人情報欄】		申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所	
(フリガナ)			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 住所 電話 ()	
代理人氏名					
上記の者を代理人と認め、本給付金の		①申請・請求 ②受給 ③申請・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。		申請者(世帯主)氏名 署名
※代理方法を○で囲んでください。					

3. 振込先 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座情報欄】		金融機関名	支店名	分類	口座番号(右詰めで記入)	(フリガナ) 口座名義
		1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本店・支店 本所・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号			店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座は記入しないでください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカード等の写しを
貼り付けてください。

【誓約・同意事項】

- (1) 令和8年度熊本市物価高騰対応重点支援給付金(以下「重点支援給付金」という。)の支給要件に該当します。
- (2) 重点支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、熊本市が必要な公簿等の確認を行うことに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) 熊本市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、熊本市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、熊本市が当該申請が取り下げられたものとみなすことに同意します。
- (5) 重点支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、重点支援給付金を返還します。

【提出書類】

※提出書類に不足がないか、事前にご確認をお願いします。
書類に不備や不足がある場合、申請を受理できない場合があります。

【申請する全ての方(世帯主又は代理人)】

- ☐ 『物価高騰対応重点支援給付金申請書(兼請求委任及び口座振替依頼書)』(本書)
- ☐ 『振込先金融機関口座を確認できる書類の写し(コピー)※¹』

※¹ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)を確認できる部分の通帳やキャッシュカード等の写し(コピー)をご用意ください。

【代理人が受給等を行う場合】<上記の書類2点に加え、以下の書類をご提出ください。>

- 法定代理人(成年後見人等)の場合
- ☐ 『代理権が確認できる書類(登記事項証明書の写し等)』
- ☐ 『代理人の本人確認書類※²』
- 上記以外の代理人(配偶者、子など)の場合
- ☐ 『申請者(世帯主)本人の本人確認書類※²』
- ☐ 『代理人の本人確認書類※²』

※² 本人確認書類は、マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、パスポート等の写し(コピー)のうちいずれか一つをご用意ください。

様式第 2 号（第 1 2 条関係）

令和 年（ 浄対発第 号
年） 月 日

様

熊本市長

令和 8 年度熊本市物価高騰対応重点支援給付金 支給決定及び給付額の確定通知書

令和 年（ 年） 月 日付けで申請がありました令和 8 年度熊本市物価高騰
対応重点支援給付金について、下記のとおり支給決定及び給付額の確定をしましたので通
知します。

記

- 1 支給決定額
金 円

様式第3号（第12条関係）

令和 年（ 浄対発第 号
年） 月 日

様

熊本市長

令和8年度熊本市物価高騰対応重点支援給付金 不支給決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付けで申請がありました令和8年度熊本市物価高騰
対応重点支援給付金について、下記のとおり不支給とすることを決定しましたので通知し
ます。

記

1 支給しない理由